

DV（家庭で 暴力を 受けている）で 逃げている 人は、10  
万円を 受け取るために 手続きが 必要です。  
早く 手続きを してください。

今、DVなどが 理由で 配偶者（夫（妻））と 別の 家や アパートに 住んでいる 人も  
一人10万円（特別定額給付金）を もらうことが できます。もらうために 必要な 手続き  
を 説明します。あなたが この手続きを しなければ あなたは お金を もらうことが でき  
ません。早く 市役所／町役場に 行ってください。

◆特別定額給付金とは？

特別定額給付金とは 申込むと もらえる 生活の 支援を するための お金です。

◆どうして「わたし」が 手続きを しますか？

DVなどの 理由で 別々に 暮らしている人は あなたが 必ず 手続きを してください。

<必要なもの・書類>

・本人確認が できるもの（パスポート、在留カード、マイナンバーカードなど）

・自分が 住んで いる 住所（子どもと 一緒にいる 場合は、子どもが 住んでいる 住所  
も 必要です。）

・配偶者（夫（妻））が どこに 住んでいるか

・DV被害の証明書

## <あなたがすること>

1. あなたが <sup>います</sup> 今住んでいる <sup>ちいき</sup> 地域の <sup>しやくしよ</sup> 市役所 / <sup>まちやくば</sup> 町役場に <sup>でんわ</sup> 電話をします。
2. <sup>しやくしよ</sup> 市役所 / <sup>まちやくば</sup> 町役場に行く日にちを決めます。
3. <sup>しやくしよ</sup> 市役所 / <sup>まちやくば</sup> 町役場の「<sup>ひがもうしでかくにんしよ</sup> DV被害申出確認書」の <sup>たんとうか</sup> 担当課」に いきます。
4. 「<sup>ひがもうしでかくにんしよ</sup> DV被害申出確認書」の <sup>たんとうか</sup> 担当課」で「<sup>ひがもうしでかくにんしよ</sup> DV被害申出確認書」を <sup>つく</sup> 作ってもらいます。

※<sup>じょうようし</sup> 城陽市に <sup>す</sup> 住んでいる <sup>ひと</sup> 人は <sup>はれっと</sup> ぱれっとJOYO(0774-54-7545) へ <sup>でんわ</sup> 電話を してください。  
<sup>い</sup> ぱれっとJOYOは <sup>がつ</sup> 4月30日(木)が <sup>やす</sup> 休みです。<sup>がつ</sup> 4月30日(木)に <sup>もうしこ</sup> 申込み したい  
<sup>ひと</sup> 人は <sup>しやくしよ</sup> 市役所の <sup>しみんかつどうしえんか</sup> 市民活動支援課(0774-56-4001)へ <sup>でんわ</sup> 電話を してください。

<sup>まんえん</sup> 10万円(特別定額給付金)を <sup>もらうための</sup> もらうための <sup>てつぎ</sup> 手続きは <sup>いつから</sup> いつから <sup>はじ</sup> 始まるか <sup>まだ</sup> まだ <sup>わかり</sup> わかり  
<sup>ません</sup> ません。<sup>ひがもうしでかくにんしよ</sup> DV被害申出確認書を <sup>つく</sup> 作って <sup>もらった</sup> もらった <sup>とき</sup> ときに <sup>き</sup> 聞いてください。また <sup>まんえん</sup> 10万円を  
<sup>もらうための</sup> もらうための <sup>てつぎ</sup> 手続きが <sup>はじ</sup> 始まったら「<sup>ひがもうしでかくにんしよ</sup> DV被害申出確認書」を <sup>もって</sup> もって <sup>います</sup> 今住んでいる  
<sup>ちいき</sup> 地域の <sup>しやくしよ</sup> 市役所 / <sup>まちやくば</sup> 町役場で <sup>てつぎ</sup> 手続きを してください。